

香川県防除実施基準（平成29年4月1日）

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定により、次のとおり香川県防除実施基準を変更する。

- 1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域
香川県において、松くい虫の駆除及びまん延防止のため、防除実施基準（平成15年9月26日農林水産大臣）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林（松林）の区域を別表のとおり定める。
- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
特別防除の実施にあたっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。
また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。
ア 国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種をいう。）又は天然記念物（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により指定された天然記念物をいう。）等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地等から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。
イ 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向・風速等に十分注意し、これらの施設等からの十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等についての周辺住民等への周知徹底等の対策を行うものとする。
また、山間部等で湧水を利用した小規模な簡易水道がある場合には、薬剤の流入のおそれも考えられることから、地元自治会などの協力を得ながら水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じ被覆等の対策を行うこととする。
ウ 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設、その他の利用者が集合する場所等の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも配慮の上、交通規制、入場規制等の必要な措置を講ずるものとする。
特に春の山菜シーズンには、多くの入山者が見込まれることから、林道などの入口に入山禁止の標識等を設置するとともに広報等により事前にその旨を地域住民等へ周知することとする。

3 特別防除により農業、漁業、その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施にあたっては、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に、農作物、養蜂群、蚕児、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面（水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第14条の保護水面をいう。）等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向・風速等に注意して対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産動物又はその増養殖施設等の移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策等を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るように努めるものとする。

ア 農作物関係

散布にあたっては、散布地周辺に田畑、葉たばこ栽培地、茶園などがある場合は、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに、散布地の地理的気象条件、散布方法、収穫までの日数などその影響も異なることから、現地において事前に十分協議することとする。

特に、平成18年5月29日から食品衛生法の改正に伴う残留農薬のポジティブリスト制度が導入されたことから、事業実施主体は農地の所在のみならず栽培農作物の種類や収穫時期などを把握するとともに、使用農薬の残留基準を確認するなどきめ細かな情報の収集・確認に努め、必要に応じて薬剤の飛散防止対策を講ずることとする。

イ 養蜂関係

養蜂の計画は、蜜蜂の飼育が行われる2カ月前までに畜産課あてに定置場所の申請があることから、薬剤散布にあたっては、その申請の内容を踏まえながら養蜂群への危被害の防止に努めるものとする。

また、薬剤散布と直接の蜜源となるミカン、ソヨゴなどの開花が重なることから、薬剤散布にあたっては、事前に養蜂業者に連絡し、危被害の未然防止に努めることとし、散布期日の変更も考え養蜂業者との連絡方法を確認するなどの措置を講ずることとする。

また、該当市町村においては、広報等により安全な場所への巣箱の一時移動、巣箱の被覆等適切な被害防止措置を講ずるよう指導することとする。

ウ 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は、微量であっても、蚕に対して極めて有害であるため、桑園が散布区域の周辺にある場合には、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐものとする。

エ 畜産関係

畜舎、鶏舎、放牧地及び採草地に薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに、家畜等に航空機の騒音による被害が発生しないよう指導すること。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回をさけるよう作

業開始前に操縦士と十分打ち合わせをすることとし、散布直後は、河川等の水を飲ませないように指導することとする。

オ 漁業関係

水産動物の増養殖場等が散布区域の周辺に存する場合には、水産動物又はその養殖施設等の一時移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期すること。

特にクルマエビ等甲殻類は、一般にコイ、フナなどに比べ農薬に対する抵抗性が著しく劣る場合があることから、養殖場周辺の散布に当たっては、風向・風速等に十分注意して十分な距離をおいて散布するとともに、散布区域の標示等に十分留意するなど危被害の未然防止のため、関係者との十分な連携を図りながら行なうこととする。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

- (1) 特別防除の事業計画の策定にあたっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等で構成する連絡協議会の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるとともに、森林病虫害等の防除にあたっては、地域の実態に応じ、地区説明会の開催等により地域住民等関係者の理解と協力を得て、円滑かつ適正に実施できるよう努めるものとする。
- (2) 特別防除の実施にあたっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条の規定に基づき定められた農薬を使用する者が遵守すべき基準、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

ア 散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成すること。

イ 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき、地上及び空中から、散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認すること。

ウ 散布にあたっては、散布除外区域に飛散しないよう風向・風速等に十分注意し、かつ、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに当該農薬の使用を中止すること。

エ 降雨中、降雨直後及び散布後間もなく降雨が予想されるときは、散布薬剤が枝葉に定着しにくく、また、霧のときは標識の確認が困難になるなど散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布を行わないこと。

- (3) 特別防除の実施にあたっては、人によって薬剤による影響の程度が異なることを配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、森林センター、農業試験場、水産試験場等の試験研究機関、家畜保健衛生所、病虫害防除所等に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡するものとする。

- (4) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の

究明に努めるとともに適切な補償、地域住民等関係者への原因説明など適切な事後措置を講ずるものとする。

- (5) 1の特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林以外の森林で薬剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤による防除を適切に実施するものとする。
- (6) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。

別 表

防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する
基準に適合する森林の区域

市 町		面積 (ha)	区 域	
			林班	小 班
高松市	国分寺町	49	717	30, 33, 36~40
			718	7, 9, 10, 20~22, 36, 43, 50, 54~66, 69
			720	4, 5, 8, 11~13, 15, 17, 18, 20, 21, 23, 24, 38, 40, 42, 43, 52~55, 61~63, 71, 74
県 計		49		